

## 情報公開規程

### （目的）

第1条 この規程は、公益財団法人緑の地球防衛基金（以下「この法人」という。）の定款第57条第2項の規定に基づき、情報公開に関し、必要な事項を定めることにより、この法人の公正で開かれた活動を推進することを目的とする。

### （責務）

第2条 この法人は、この規程の解釈及び運用に当たっては、第6条に規定する資料につき一般の閲覧に供することの趣旨を尊重するとともに、個人に関する情報がみだりに公開されることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

### （利用者の責務）

第3条 第6条に規定する資料を閲覧ないしはコピーした者は、この規程の目的に即して適正に使用するとともに、個人に関する権利を侵害しないよう努めなければならない。

### （情報公開の方法）

第4条 この法人の情報公開は、情報公開の対象とする資料（以下「公開対象資料」という。）の主たる事務所備え置き並びにインターネットの方法により行うものとする。

### （管理）

第5条 この法人の情報公開に関する事務は、事務局が管理する。

### （情報公開の対象資料等）

第6条 この法人において公開対象資料は、次の各号に掲げるものとする。

- ① 定款
- ② 理事、監事及び評議員の名簿
- ③ 認定、許可、認可等及び登記に関する書類
- ④ 理事会及び評議員会の議事に関する書類
- ⑤ 財産目録
- ⑥ 役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程
- ⑦ 事業計画書及び収支予算書等
- ⑧ 事業報告書及び計算書類等
- ⑨ 監査報告書
- ⑩ その他法令で定める帳簿及び書類

### （公開対象資料の事務所備え置き）

第7条 公開対象資料は、この法人の主たる事務所に常時備え置きを行い、正当な理由を有する者に対し、その閲覧ないしはその一部をコピーさせるものとする。

### （公開対象資料の据え置き期間）

第8条 公開対象資料の備え置き期間は、次のとおりとする。

- ① 第6条第7号（事業計画書及び収支予算書等）の書類については、当該事業年度の末日までの間、当該書類を主たる事務所に備え置かねばならない。
- ② 第6条第2号（理事、監事及び評議員の名簿）から第6号（役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程）及び第8号（事業報告書及び計算書類等）から第10号（その他法令で定める帳簿及び書類）までの書類については、5年間主たる事務所に備え置かねばならない。

(閲覧場所・閲覧日時)

第9条 公開対象資料の閲覧場所は、この法人の主たる事務所とする。

2 閲覧の日は、この法人の休日以外の日とし、閲覧の時間は午前11時から午後5時までとする。ただし、この法人は、閲覧希望者に対し、閲覧日時を指定することができる。

(閲覧に関する事務)

第10条 この法人の公開対象資料の閲覧等を希望する者は、閲覧（コピー）申請書（第1号様式）に必要事項を記載し、理事長に提出しなければならない。

2 事務局の情報公開担当者は、前項の閲覧（コピー）申請書を受理したときは、閲覧受付簿（第2号様式）に必要事項を記載しなければならない。

3 閲覧者から閲覧している資料について説明を求められたときは、事務局長があらかじめ指名した者が説明し、その経過は質疑応答記録簿（第3号様式）に記載しておかなければならない。

4 前項の説明に当たっては、この法人の業務運営上重要な支障を及ぼすおそれがあると認められる事項を除き、可能な限りその説明に努めるものとする。

(費用負担)

第11条 公開対象資料の閲覧は、無料とする。ただし、希望する者からコピーの請求があったときは、実費負担とする。

(インターネットによる情報公開)

第12条 この法人は、第7条の規定による情報公開のほか、広く一般の人々に対し、インターネットによる情報公開を行うものとする。

2 前項の規定による情報公開の内容、方法等の詳細は理事長が定める。

(改廃)

第13条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(補則)

第14条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成24年4月10日から施行する。

第1号様式（第10条第1項関係）

閲 覧（コピー）申 請 書

公益財団法人緑の地球防衛基金

理事長

殿

申請年月日 平成 年 月 日

申請者住所 （〒 ー ）

申請者氏名

電話番号

閲覧の目的

閲覧対象資料（該当するものを○で囲んでください。）

定款

役員等名簿

事業計画書

収支予算書

貸借対照表

損益計算書（正味財産増減計算書）

事業報告書

附属明細書

監査報告書

財産目録

役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程

その他





